



香労発基 0818 第 1 号

令和 7 年 8 月 18 日

香川地方最低賃金審議会

会 長 籠 池 信 宏 殿

香 川 労 働 局 長

友 住 弘 一 郎

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）
- 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）
- 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金 （平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）